

日本の食文化海外普及人材育成事業 (旧：日本料理海外普及人材育成事業)の拡充 (日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領)

規制改革の内容

特例措置前

日本食及び食文化の海外普及を目的に、日本の調理師学校を卒業した留学生が、日本国内の日本料理専門店等で働きながら、技術を学ぶことが可能(最長5年)

特例措置

クールジャパンの議論において、日本料理以外の分野でも日本で学びたいとの意見あり
⇒調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が就職できる業務の幅を拡充し、日本料理以外の料理や製菓も対象に(調理師・製菓衛生師の資格を取得している場合は最長5年、取得していない場合は最長3年)

効果

日本以外の料理や製菓も含め、日本の食・食文化の海外普及の更なる促進へ

規制改革の概要

日本料理店のみが対象



日本料理以外の料理や製菓も対象に
⇒日本の食・食文化の海外普及の促進へ